

事務連絡  
2023年12月26日

各支部長様

県職労本部

### 兵庫県懲戒処分指針の策定について

連日の取り組みに敬意を表します。

みだしの兵庫県懲戒処分指針の策定について、人事課から別添資料のとおり説明があり協議しましたので、お知らせします。

このことで何かありましたら本部まで連絡してください。

#### 記

##### 1. 説明

この度、職員の不祥事を防止し、県民の信頼を確保することを目的に、「兵庫県懲戒処分指針」を別添のとおり策定した。これまで人事院の「懲戒処分の指針」を参考にしていたが、兵庫県として指針を定めることとした。2024年1月から運用したい。

別添資料には、策定の概要及び標準例を記載している。

##### 2. やりとり

組合：何故この時期の策定なのか。これまで人事院の指針の運用で問題があったのか。

当局：昨年度、県人事委員会報告において、公務員倫理の徹底のため、懲戒処分の指針をより明確化することが求められた。

本県では、これまで独自の指針を策定せず、人事院の指針と本県の過去の懲戒処分の事例を踏まえて処分の量定を決定してきたが、県独自の指針を策定し、公表することで、より透明性の確保と不祥事の防止が図れるものと考え、今年度に策定することとした。

これまでの人事院の指針の運用で特段の問題があったわけではない。

組合：人事院との違いで以下の点が厳しくなっているが、どのような理由か。

- ・入札談合等に関する行為(免職又は停職) ⇒ 免職
- ・収賄(国家公務員倫理審査会懲戒基準:免職～戒告) ⇒ 免職
- ・酒酔い運転(免職又は停職) ⇒ 免職

当局：本県では、入札談合、収賄については、綱紀肃正通知において免職になると明示しており、過去の事案でも免職としていることから、人事院の標準例より厳しくしている。

酒酔い運転については、人事院では事故の有無により、免職又は停職になっているが、本県ではすでに「飲酒運転にかかる懲戒処分取扱い基準 (H18.11.28)」において、酒酔い運転の場合は、事故の有無にかかわらず懲戒免職とすると定めている。

県独自の指針を策定したことにより、これまでよりも処分の量定が厳しくなるものではなく、これまでの取扱いを明確化したものである。

組合：飲酒運転のうち酒酔い運転は免職だが、酒気帯びについては内容によってはその限りではないな。

当局：酒気帯び運転については、事故の有無や事故による人身被害の程度等を考慮し、免職、停職又は減給を基準として判断する。

組合：その他の処分についても標準例が記載されているが、それぞれの事案によって処分内容が変更になることはあるのか。

当局：個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得ることを指針の基本事項に記載している。

例えば、非違行為の動機や態様が極めて悪質であるときや、非違行為の結果が極めて重大であるとき、過去に類似の非違行為により懲戒処分を受けたことがあるときなどは、標準例よりも重い処分を行うことがある。

反対に、標準例よりも軽い処分を行う場合として、例えば、職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たときや、非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときが考えられる。

組合：職員への周知はどうするのか。

当局：総務担当課室を通じてメールや Share Point 掲示板で周知するとともに、副課長会議等でも説明を行う。また、県ホームページ上でも公表する。

組合：今回は指針の策定の説明だが、今後懲戒処分を実施するにあたっては、それぞれの内容について十分審査を尽くし、本人の弁明も聞きながら、慎重に対応願いたい。また処分決定後も本人への説明は丁寧にお願いしたい。

当局：丁寧に説明する。

組合：今後、処分について何かあれば、丁寧に対応願いたい。

当局：丁寧に対応したい。